

盛岡地方振興局長告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成21年9月8日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370103822	カーサ南盛岡デイサービスセンター	盛岡市乙部4地割139番10	社会福祉法人幸星会	平成21年8月10日
0370103855	茶話本舗デイサービス西下台之家	盛岡市西下台町10番40号	株式会社アクア	平成21年9月1日

2 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370103830	カーサ南盛岡短期入所センター	盛岡市乙部4地割139番10	社会福祉法人幸星会	平成21年8月10日